

# 弘前藩領の寺社門前について

篠村正雄

## はじめに

「寺院門前町」については、これまで都市研究、特に城下町研究において歴史学・地理学の分野で論じられてきた。<sup>①</sup>

平沼淑郎氏は、西洋商業史を研究分野としてきたが、そこから我が国の近世寺社門前町の経済的意義を、史料の多い近世に於いて考察し、その発生を次の四分類に分けている。①宗教的原因（縁日・開帳、講中・参詣者）、②社会的原因（水茶屋・遊郭・芝居興行許可）、③制度的原因（治外法権の恩恵を享受）、④環境的原因（交通の要所で遊興地に好適<sup>②</sup>）。原田伴彦氏は、古代において寺院に僧房、寺務管理や勝手向きを扱う地域が形成され、中世に祭祀等で外部との経済活動が活発化して町を発達させていったと考えている。また、『日本都市生活史料集成』第九巻に『門前町編』を入れ、その中で近世門前町の景観を三類型に分けている。①門前参道の両側に町屋が連結する線状的都市、②門前の町屋を軸として団塊状に展開・拡大、③門前と近接する地域に自然発生的・散居的に複数の町屋がスクロールする。<sup>③</sup>

豊田武氏は、中世初期に広大な所領を有した寺社が多くの僧房を抱え、

寺社域の内外で経済活動を行うとともに、神聖な場所として、ヨーロッパの教会を持つアジール（避難所）的特権にも比すべき行政・司法権を得ていたとする。<sup>④</sup>

伊藤毅氏は、京都の中世後期から近世初頭にかけて、中世寺院を中核とした領域的まとまりが、織豊政権下で社会経済的機能と門前検断の機能が解体する過程をたどったとする。<sup>⑤</sup>

寺社門前町は中世後期に最も発展を見せ、近世に特権が削られるものの参詣者の著しい増加により拡大し、近代に入ってから新たに天理教の天理市、金光教の金光町が生まれている。<sup>⑥</sup>

弘前藩初代藩主津軽為信が、領内統一にあたって旧勢力の有力な寺社に寺社領を寄進し、懐柔してそれまでの特権を失わせ、二代藩主信枚が弘前城築城に寺社を移転させて城下防衛の役割りを担わせてきたと考えられている。<sup>⑦</sup>

弘前藩領の「寺社門前」については、『新編弘前市史』では調査が不十分で簡単な記述に留まり、宝暦改革の中で寺社門前は寺社奉行から町奉行に属することになったが、その実態を明らかにできなかった。<sup>⑧</sup>『新編弘前市史』編纂の際、近世専門部会では「弘前藩庁日記」（国日記）

から寺社・地名の記事をカード化し、寺社門前は寺社奉行に属し、町方・在方と異なるところから、さらにカードから寺社門前三三四項目を抽出した。

そこで、このカードと絵図を基に弘前藩領において寺社門前の地域、形成、構成する人別、門前社会の諸相を考察する。

使用する「弘前藩庁日記」は、国元と江戸の記録があるので、主に使用する国元の日記を「国日記」と略称する。<sup>9)</sup>

### 一 絵図にみる寺社門前

弘前城下の現存する絵図は表(1)のようになる。①～⑦⑫⑬⑭⑯は『絵図に見る弘前の町のうつりかわり』<sup>10)</sup>によった。その中の⑧～⑩⑬⑭は実物によっている。⑰は絵図でないが寺社門前の軒数が解るために挿入した。

寺社門前が初めて絵図に現れるのは、正保二年(一六四五)の①「津軽弘前城之絵図」で、長勝寺六間、最勝院一七間とある。最勝院門前は弘前八幡宮・弘前熊野宮(現熊野奥照神社)神職と門前町屋で構成され、祇宜町と称した。他町の町屋も「間」の表記があり、間は「軒」とみられる。

⑥「弘前惣御絵図」によれば、延宝五年(一六七七)には、長勝寺・最勝院に加えて薬王院・誓願寺・袋宮寺で門前が形成されていることが解る。

⑧「長勝寺門前図」<sup>11)</sup>は、元禄二二年(一六九九)一〇月一八日、寺社・

表 (1) 寺社門前の絵図

No.	絵図名	成立年代	長勝寺門前	最勝院門前	薬王院門前	誓願寺門前	報恩寺門前	貞昌寺門前	白狐寺門前	革秀寺門前	その他の門前
①	津軽弘前城之絵図	正保2年(1645)	門前之者家6間	家数17間							
②	津軽弘前城之絵図	慶安元年(1648)	町屋の区画	祇宜町							
③	津軽弘前古絵図	慶安2年(1649)頃	町屋4区画	住居人6人							
④	津軽古絵図	万治2年(1659)	町屋10区画	町屋6区画							
⑤	弘前中惣屋敷絵図	寛文13年(1673)		門前7人							
⑥	弘前惣御絵図	延宝5年(1677)	町屋16軒	町屋14軒	薬王院構之内	誓願寺構之内					袋宮寺構之内
⑦	弘前惣御絵図	元禄11年(1698)	⑥とはほぼ同じ	⑥とはほぼ同じ							
⑧	長勝寺門前図	元禄12年(1699)	常源寺坂上								
⑨	御家中寺社屋鋪町割	享保(1716~1735)頃	町屋		門前屋敷2軒		町屋	町屋	門前		
⑩	町屋敷間	享保(1716~1735)以降				2軒	橋守から西側	門前清次郎		2か所	
⑰	弘前町惣屋敷改大帳目録	宝暦6年(1756)	32軒	14軒	4軒	3軒	19軒	1軒	12軒		大円寺9軒
⑱	弘前都図	安永4年(1775)	町屋区画あり	町屋区画あり			町屋区画なし	町屋区画なし			
⑲	弘前分見惣絵図	寛政末年(1800)頃	2か所、裏門前	神職屋敷・町屋	神職屋敷・町屋		町屋	町屋			
⑳	弘前分見真図	文化3年(1806)	住人名28人	住人名24人	住人名4人	3人・清五郎	特定できない	特定できない	住人名20人		
㉑	弘前絵図	天保(1830~1843)頃	軒数の記入	軒数の記入							
㉒	新編明治二年弘前絵図	明治2年(1869)	3か所	最勝院門前 熊野宮支配地	住人名11人	門前なし	報恩寺門前	貞昌寺門前	住人名12人	2か所	大門寺・円明寺・法立寺 本行寺・真教寺・尊徳寺 法源寺・大行院・常源寺 耕春院・袋宮寺・神明宮 住吉宮
㉓	士族在籍引越の際之地図	明治4年(1871)	元長勝寺門前	元最勝院門前	住人名11人	門前なし	元報恩寺門前 5か所	元貞昌寺門前	住人名12人		大門寺・袋宮寺・元常源寺 元耕春院・元真教寺 住吉宮門前ノ者 元大行院・宇庭家ノ墓所

町奉行が総奉行となり、長勝寺門前の道普請のために作成されて用人へ提出されたものである。門前町屋は参道南側に九軒、北側に三軒ある。大行院は未だ無く、常源寺坂上に三軒が描かれてあり、後に大行院前と呼ぶようになる。

⑨「御家中寺社屋鋪町割」<sup>12)</sup>は、制作年代が不明であるが享保期とみられる。長勝寺では参道に町屋とある。薬王院門前には二軒ある。誓願寺では塔中竜泉寺の横の通りが誓願寺前となっている。白狐寺門前が初めて現れ、

境内東側に位置する。弘前神明宮では神職屋敷だけで、門前屋敷はみえない。この絵図の描かれた享保期には弘前城下の寺社門前が出揃ったものと考えられる。

⑩「町割数圓」<sup>13</sup>は、新寺町の遍照寺・観音堂の東側に「貞昌寺門前清次郎」とあって、貞昌寺門前が一軒であった。新寺町から溜池に架かる橋（現日暮橋）の手前、北側の橋詰の橋守覚之丞から西側に「是より報恩寺門前」とある。誓願寺の東側に「せいくわんし門前式軒」とある。

⑦「弘前町物屋敷改大帳目録」<sup>14</sup>は、後掲の宝暦六年（一七五六）の「史料2」で示したように、宝暦改革により寺社門前が町方に編入となった時のものである。絵図では確認できない門前の軒数が解る。ここで、大円寺門前が初出する。

⑫「弘前分見惣絵図」では長勝寺の参道の南側の道に初めて「裏門前」の表記が見える。享保二〇年（一七三五）、裏門前の左吉が称宜町の兵太夫と押込め処分を受けている例をみると、この頃には門前が拡大して裏門前を形成するようになったものとみられる。

⑬「弘前分見真図」では長勝寺門前二八人、最勝院門前二四人、薬王院門前四人、白狐寺二〇人の町屋住人名が記入されており、文化二年（一八〇五）の「寺社門前人別戸数調牒」<sup>16</sup>がこの絵図に書入れられたものとみられる。誓願寺門前には四人の名前の中に「清五郎」とあり、「国日記」同三年一月二一日条に「御挟箱持清五郎」と一致するところから、同一人物とみられる。革秀寺では革彦稻荷周囲二か所に門前が描かれてあるが、町屋住民名の記入はない。

⑮『新編明治二年弘前絵図』<sup>17</sup>では、最勝院・薬王院・報恩寺・貞昌寺・

革秀寺の門前がみえるが、軒数・町屋住人名の記載はない。新たに円明寺・法立寺・本行寺・真教寺・専徳寺・法源寺・住吉宮門前の記載が加わっている。長勝寺で長勝寺構から表門（現黒門）までの南側が長勝寺門前、北側が耕春院（現宗徳寺）門前、常源寺坂上が常源寺門前、裏門前が大行院（現弘前天満宮）門前と名称が変化している。また、最勝院門前の南側は弘前熊野宮支配地と変わっている。誓願寺・白狐寺には門前が見えない。

⑯「士族在籍引越の際之地図」<sup>18</sup>には、「寺社門前十七ヶ丁」とあり、長勝寺・最勝院・報恩寺・真教寺・耕春院・常源寺・大円寺・住吉宮門前には町屋住人名の記載がある。明治二年（一八六九）の社寺改革で寺門前は町・在方に編入となつてるところから、これが反映しているものとみられる。

絵図は作成目的があるため、寺社門前が必ずしも描かれているとは限らないが、寺社門前の地域と変遷をみる事ができた。

## 二 寺社門前の形成

寺社門前の始まりは明らかでないが、町屋住人は管轄される寺社に奉仕する役務を負い、町役は免除されていた。弘前八幡宮・弘前熊野宮の惣境内の竿入れは、慶長一七年（一六一二）に行われて境内が確定している。<sup>20</sup>この後に藩主家の廟所のある長勝寺と藩主の社参が行われる弘前八幡宮別当最勝院の門前が最初に形成されたものとみられる。

弘前城下では、新寺町の報恩寺（天台宗）は明暦三年（一六五七）、

弘前藩三代藩主津軽信義のために、四代信政が創立している。元禄一〇年（一六九七）、報恩寺門前の屋敷割の図面を家老津軽靱負が確認したうえで、作事奉行に取り扱わせていることから、この時には既に報恩寺門前が形成されていたものと考えられる。<sup>(21)</sup>

弘前城下外では、表（1）⑥の袋宮寺門前が延宝五年（一六七七）の絵図にみえる。次いで、貞享四年（一六八七）の「陸奥国津軽郡御検地水帳」<sup>(22)</sup>（貞享検地帳）の駒越村に袋宮寺が次のようにある。

「史料1」「陸奥国津軽郡御検地水帳」駒越村

一、高五石七升七合

権現領

此反別六反三畝拾四歩

屋敷	二拾七間半	式反四畝式拾式分	天皇宗	袋宮寺
	式拾七間			
屋敷	拾六間	四畝八歩	社人	小太夫
	八間			
屋敷	拾六間	四畝八歩	門前	孫十郎
	八間			
屋敷	二拾間	七畝拾歩	同	山三郎
	拾壹間			
屋敷	拾九間	四畝拾三歩	同	長左衛門
	七間			
屋敷	拾八間	四畝二拾四歩	同	孫九郎
	八間			
屋敷	拾三間	三畝拾四歩	同	左次兵衛

屋敷 八間 四畝拾六歩 同 半三郎

屋敷 拾三間 五畝拾九歩 同 清四郎

外

権現堂地 三間半 拾式歩 堂建有之 袋宮寺抱

拝殿 五間 式拾歩

境内林 百九間 壱町九反六畝六歩

本宮林 拾八間 七畝六歩 宮建有之 袋宮寺抱

明治四年（一八七二）の神仏分離にあたり、袋宮寺が報恩寺・観音堂に移転する際、神職森下氏の受取品の中にほぼ同一内容の「覚」が含まれている。<sup>(23)</sup> よって、袋宮寺門前は延宝五年に存在し、貞享四年の検地によつて確定したと考える。

天保六年（一八三五）、袋宮寺門前屋敷の内、開発田は駒越組樋ノ口村へ編入となった。前年の収納米は四俵であった。そこで、勘定奉行より代わりに新門前屋敷を与えるか、出人夫の費用を負担するか何いが出された。出人足の見積もりは神事が年三回で六〇人、境内掃除・雪囲・雪下は一か月三人として年三六人となった。出人夫は袋宮寺より代官所

へ申請し、駒越組が在割することになった。しかし、これでは境内廻りの掃除が行届かないため、新たに門前屋敷を願い出たが却下された。<sup>24)</sup>

享保五年（一七二〇）、新寺町の稲荷宮（現新寺町稲荷神社）別当白狐寺から境内に家作取立願いが出され、家老津軽頼母に伺った上で、翌年、六軒の門前屋敷が認められている。<sup>25)</sup>ここでは、宝暦六年（一七五六）には門前一二軒が確認できる。

慶応二年（一八六六）、大円寺末寺普光寺（現廃寺）から境内に門前屋敷を取立、その地子銀を溜め置いて弟子の勧学料の助成にしたいとの願いは認められなかった。しかし、翌年、新茶畑町長屋より引上を命じられた藩士と、普光寺の両方より門前屋敷取立願いが出され、勘定奉行の取り扱いで六人が移り住み、門前を形成している。<sup>26)</sup>

弘前城下外では、高照霊社（現高照神社）門前の始まりは明らかでないが、享保四年、葛西六十郎の曾祖父が高岡御宮付小人小頭に任じられ、百沢村から移り住んでいて、同六年参道の両脇に掃除小頭・掃除小人九軒の屋敷割りが行われている。庄屋・五人組は置かれず、高岡祭司役の管轄下にあつて、小人の任務は境内の掃除、境内林の手入れ、神田耕作、田畑開発にあつた。<sup>27)</sup>このような寺社門前の形態は、弘前藩領にあつて他の寺社門前と異なり、特例といつてよいであろう。

百沢寺境内にあつた門前屋敷八軒が荒れて明屋敷になっていたのを、寛政九年（一七九七）、寺侍太田藤左衛門の抱山に編入して収納の対象としている。<sup>28)</sup>

青森妙見堂（現大星神社）は文化四年（一八〇七）、蝦夷地警備への渡航安全を祈願するために再建された。このため、弘前藩としては特別

扱いで、真言五山の筆頭最勝院が赴いて年二回祈祷が行われた。境内には神職と三軒の掃除の者の屋敷があつた。家作は勸化によって建てられている。この後、八ツ役村惣左衛門が掃除の者として引越してきて、難洪から浦町組代官に手当支給願いを提出している。<sup>29)</sup>掃除の者は近隣から集められたが、小農であつたとみられる。

革秀寺門前の五軒が、文化七年、藤代村へ引越し、跡には樹木を植付けることになった。引越手当は郡奉行所預りの夫喰利銭から支払い、門前屋敷地は田方に入っていたことから、後日、郡奉行と開発方とで収蔵減石について協議することになった。<sup>30)</sup>

弘前藩が各寺社に認めていた寺社門前は、貞享の検地によって再確認がなされたものと考えられる。その後の寺社門前の設置は家老に伺いの上で認められていて、寺社が勝手にできるものでなかった。白狐寺は九石を支給されていたが小禄であり、門前町屋を置くのは家作料を得るためとみられる。普光寺は家作料を弟子の勧学費用に充てたいと申し出たが、認められなかった。しかし、長屋引き上げの藩士を境内に寺社門前を創設して移住させることは認可されている。白狐寺・普光寺では門前町屋の家作料を当てにしていることが解る。

寺社門前にある田畑は年貢の対象になっていた。また、寺社門前に移り住んだのは、小農であつたと考える。

### 三 寺社門前の人別

弘前藩の宝暦改革は財政再建を目的としたが、御調方役所を新設して

行政組織の再編成、綱紀肅正を図り、弘前城下の屋敷改めも行われた。宝暦六年（一七五六）の「弘前町物屋敷改大帳目録」の中に次のようにある。

「史料2」「寺社門前軒数目録」<sup>(31)</sup>

報恩寺

一、白狐寺門前 各軒数 新寺町 大帳二入 本町支配

貞昌寺

（付紙） 貞昌寺門前

一、新寺町内

一、拾九軒 報恩寺門前

百八軒<sup>(ママ)</sup>

一、拾二軒 白狐寺門前  
一、式軒 御用地

一、大圓寺門前 九軒 鍛冶町支配

一、薬王院門前 四軒 和徳町支配

一、最勝院門前 拾四軒 亀甲町支配

一、誓願寺門前 三軒 荒町支配<sup>(新)</sup>

一、長勝寺門前 三拾二軒 茂森町支配

合七拾式軒

右寺社門前不残宝暦五乙亥年九月町支配ニ被仰付、尤諸役ハ唯今迄之通、寺社<sup>江</sup>相勤候由町奉行より申来候、

付紙の新寺町の社寺門前は御用地を除いて三二軒になる。また、大円寺から長勝寺まで合わせると七二軒でなく六二軒となる。社寺門前は三二軒と六二軒を合わせた九四軒が実数とみてよいであろう。

この年までに長勝寺・最勝院・薬王院・誓願寺・報恩寺・貞昌寺・白

狐寺・大円寺門前が形成されていて、絵図では確認できない町屋敷が解る。この史料の一〇冊目「荒町支配 町屋舗改大帳十」には「誓願寺前」として屋敷の広さと三五人の住人名が載っている。誓願寺前は山門の南と袋町への通りの南側であったとみられ、「誓願寺門前」とは区別されていた。

このように、寺社門前の取り扱いを寺社奉行から町奉行に移し、町役の出入足は免除し、掃除等の諸役はそのまま据え置いた。<sup>(32)</sup> 寺社門前の町屋の増加から起こる諸問題を町奉行の対策に任せたと考える。

寛政元年（一七八九）、最勝院は町奉行に対し、門前（祢宜町）で盆の一八日より二〇日まで踊子が集まるのを禁止する触を依頼した。しかし、触は出されず、町奉行の取り締まりに任せることになった。<sup>(33)</sup> 寺社門前への触は町奉行が出すことになっていたことが解る。

弘前藩の寛政改革は蝦夷地警備の新たな軍役負担のため、財政再建築の中で藩士土着を實行した。同二年人別調方が置かれ、人別・戸数の調査は同六年に書上げられた。<sup>(34)</sup> 同五年の面改めは、文化四年（一八〇七）・慶応三年（一八六七）の人別・戸数調において比較増減数が記入され、人別の基本となっていた。

領内における寺社人別史料から文化二年の「寺社門前人別戸数調牒」<sup>(37)</sup>と、弘化元年（一八四四）の「寺院人別戸数総括帳 乾」<sup>(38)</sup>を表（2）にした。合計数字の合わないところは（ ）で補った。ここでは領内の様々な家業の住居人の存在が確認できる。文化三年から約五〇年後の弘化元年では、人数が三五二人、戸数が一二五戸増え、御家中が五一人住み、日雇が三九人と増加している。弘化元年には明屋敷・馬・牛の調査

が行われていない。

弘前城下では天保五年（一八三四）、弘前神明宮門前は亀甲町へ編入されたが、これまで通り奉仕して町の出人夫は勤めなかった。下社三軒の内二軒は退転、一軒は俗家になったが、この後の社家取立の時を考えて寺社門前同様に扱ってきた。同七年、三奉行の吟味で町方に属するように指示があった<sup>39</sup>。

同八年、大円寺門前の勘定所小使亀田村彦六・町名代弥左衛門の居宅焼失の際、町年寄から町奉行に対して彦六は御給人のために慎の処分はできないと申し出ている。御給人は藩庁所属のため、町奉行では処分できなかった<sup>40</sup>。

天保・弘化・嘉永期（一八三〇～一八五三）の最勝院の門前町屋は二七軒一二〇人、弘前神明宮門前一軒一〇人が確認できる<sup>41</sup>。

弘化四年、最勝院門前の万右衛門は内々で掃除小人川村蔵吉の親兼吉に借屋させていた。兼吉は家内仕分願の提出が無く、不埒であるが処罰は用捨となった。蔵吉は江戸詰中のため刑法による処罰は後日となったが、内容は不明である。在方から掃除小人に採用される場合は、所属する村から家内仕分が認められ、弘前城下で借家を届ける必要があった<sup>42</sup>。

慶応三年、人別調役より町・勘定奉行に、弘前町より在方・九浦への引越、在方・九浦から弘前町への引越の際、庄屋・名主の送り状だけで勝手に引越し、取り締まりが緩んでいると申し出があった。これは、寺

表（2）寺社門前人別数調

史料	文化2(1805)				元治1(1864)					
	人数・戸数	職業	弘前	在方	浦々	惣寄	弘前	在方	浦々	惣寄
人数			296	386	16	698	379	602	70	1051
	男		149	193	7	349	202	313	35	650
	女		147	193	9	349	177	289	35	501
戸数			224	84	3	311	291	128	16	436
諸役(軒数)										
	御家中						51			
	御給人		121	13		134	163	14		177
	御家中用達		1			1	1	3		4
	寺用達		1	2		3				
	承事			1		1		1		1
	派頭			2		1(2)				
	御雇小人						2			2
	浪人						1			1
	医者						1			1
	時鐘堂						1			1
	境内守						1			1
	御蔵卷之者						2			2
御役諸工人										
	大工		3			3		1		1
	木挽		1	1		2	1	3	1	5
	屋根葺		1			1				
	松物師		1			1				
	塗師						1			1
御役家業										
	豆腐屋		2	1	1	4	1	1		1(2)
	魚触売		1			1		2		2
	小売酒屋			1		1				
	蕎麦切屋						1			1
	桶屋							1		1
無役家業										
	農業		26	48		74	9	54		63
	八百屋		1			1	1			1
	蠟燭掛		1			1				
	飴売		1			1		1		1
	町料理人		1			1				
	町方手伝奉公		1			1				
	洗濯師		2			2	5			5
	室社氏		1			1				
	穀物店		1			1	2			2
	荒物屋		3			3	3	1	1	5
	青物触売		2			2				
	継物師		1			1				
	日雇		17	1		18	46	3	8	57
	炭窯			3		3		3		3
	籠組			8		8		13		13
	猟師			1		1				
	温泉小屋持			3		3		17		17
	船乗				3	3			3	3
	蒔絵師						1			1
	薬缶直						1			1
	酉売						1			1
	根花談							1		1
	下駄打								1	1
	大工通之弟子						3			6(3)
	蒔絵師通之弟子						1			1
隠御役諸工										
	御役諸工						5		1	7(6)
	無役家業								1	1
合計			190	85	4	278(311)	308	119	18	445(436)
明屋敷			19	10	2	21				
馬				81		81				
牛				3		3				

文化2年「寺社門前人別戸数調標 全」 元治元年「寺院人別戸数総括帳 乾」

社門前も同様であることから、以後は庄屋・名主が引越の願書を吟味して、相手方の庄屋・名主へ人別送状を提出することになった<sup>43</sup>。

明治三年（一八七〇）の「弘前中社寺門前座頭戸口惣括帳<sup>44</sup>」では惣人数三七九人（男一八五・女一九四）とあり、門前は次の通りである。①本町支配門前、報恩寺・白狐寺・貞昌寺・万能寺九四人。②鍛冶町支配

門前、大円寺一七人。③富田町支配門前、普光寺跡門前・山村靱負門前  
二三人。④東長町支配門前、薬王院五人。⑤亀甲町支配門前、最勝院・  
神明宮・座頭一六九人。⑥新町支配門前、誓願寺一人。⑦茂森町支配門  
前、長勝寺・耕春院・大行院七〇人となっている。万能寺（現廃寺）は  
代官町から入ったところにあり、普光寺跡は住吉宮の南側、元弘前保健  
所跡に想定できる。山村靱負は住吉宮の神職である。亀甲町支配門前  
には座頭が含まれているので、試みに文化二年の同町支配門前にいた座頭  
六六人を差し引くと、残りの一〇三人が最勝院・神明宮門前の実数に近  
い数になると考える。

江戸では幕府が延享二年（一七四五）、江戸の門前町屋を寺社奉行か  
ら町奉行支配に移し、宝暦六年、商売人は町人であるところから町奉行  
支配下としたが、徹底しなかったようである。弘前藩が江戸の布令を参  
考にしたかは確認できない。<sup>46</sup>

これまでのところでは、寺社門前の人別は、町方・在方の人別帳の中  
で別項目になっていて、寺社門前に移り住む場合は、庄屋・名主からの  
人別送り状を必要とした。また、在方から御給人に採用される時は、家  
内仕分願を提出することになっていた。これは、家の担税者の変更を把  
握するためであったとみられる。

#### 四 寺社門前の役務

寺社門前は寺社への奉仕により町役を免除されていたので、その内容  
をみていく。

享保一四年（一七二九）、白道院は本堂建立之際、境内が手狭なため  
町屋敷に建て、町方と同じく諸役を務めてきた。しかし、困窮を訴えた  
ことにより、家老大道寺宇左衛門に伺った上で三分の一が減免された。<sup>46</sup>  
安永元年（一七七二）、堂宇を観音堂横に寺地を繰替えての建立願  
いは、四奉行・屋敷奉行が協議し、家老に伺った上で許可をしている。<sup>47</sup>

弘化二年（一八四五）より植田村の百姓一五人が田畑を貸付け、籠組  
を本業として商売をするようになっていた。橋雲寺門前の住人は田畑を  
所有せず、籠組を家業としてきたことから、嘉永二年（一八四九）、植  
田村百姓の籠組家業の差止を橋雲寺の添書を付して藩庁へ願ひ出た。そ  
れには、籠組は無役家業のため類似の家業が出てくるので、桶屋と同様  
の印札を受けて新たに役銭を納入するといふものであった。代官が詮議  
して、郡奉行より植田村百姓に差止を申し渡すことになった。<sup>48</sup>

弘前八幡宮境内の清掃は、慶応二年（一八六六）の図によると、御神  
橋から御先橋下馬までは最勝院門前町屋からの人夫、他は弘前八幡宮・  
弘前熊野宮の下社家が分担していた。<sup>49</sup>

明治三年（一八七〇）、寺社門前町屋が町方・在方に編入となり、最  
勝院から飛脚人夫を派遣できなくなった。そこで、最勝院は飛脚便を駅  
通、他の真言宗四か寺は庄屋の扱いとするよう社寺署へ願ひ出た。社寺  
署は検討の結果、飛脚便は最勝院より社寺署へ届け、他は村継ぎで社寺  
署へ届け、そこから改めて駅通へ届けて配達するようにさせた。<sup>50</sup> しま  
で、飛脚人夫は社寺門前町屋の役務であった。

同年、弘前神明宮神主斎藤千木が門前町屋の三軒（銃卒一・農業一軒）  
を町人夫に出さず、下社家同様に勤めさせてきたのは、下社家が死に絶



えた跡に屋守として置き、下社家に取り立てたいと考えていたことによる。社寺署に伺った上で、門前三軒に対し、「神明門前勤向規則書」<sup>(51)</sup>を出した。それによると、門前の役務は、月に二度の境内の掃除、冬季の道付・雪下、三月から九月までの夜番、飛脚、公事出人夫として年頭出庁に一軒一人、正月一五・一六日に一軒一人、御社参に一軒一人であった。この度の改正で門前町屋が町方・在方に編入されたため、門前町屋住人を雇賃一人一分二匁で勤めさせることになった。ここでは、社寺門前の役務の具体的な例が明らかになった。

次に出人足について、明治四年の次の史料をみていく。

〔史料3〕「諸伺諸願留帳」<sup>(52)</sup>

今般御藩政御一新<sup>(53)</sup>付、社寺門前之儀者不残在町江引入之上、寺内掃除及余時人夫差立之節<sup>(54)</sup>者、雇入用立候様被仰付奉畏候、然處当寺之儀者外寺院<sup>(55)</sup>与違、御仏参<sup>(56)</sup>并御家中拜礼、其外御廟所掃除等之節<sup>(57)</sup>者、不<sup>(58)</sup>少人夫入用御座候、右<sup>(59)</sup>二付門前分惣出人夫八百五拾人御座候処、此<sup>(60)</sup>度不残御引上<sup>(61)</sup>与相成、雇入用立候様被仰付候得共、雇人夫<sup>(62)</sup>二而者難行<sup>(63)</sup>届、御差支等御座候而者奉恐入候間、左<sup>(64)</sup>二申上候、  
一、宝曆五年寺社門前不残町支配<sup>(65)</sup>二相成候得共、当寺門前之儀<sup>(66)</sup>者本町組合<sup>(67)</sup>二相成、御触事御吟味之儀<sup>(68)</sup>者、町方取扱<sup>(69)</sup>二候<sup>(70)</sup>人夫之儀<sup>(71)</sup>者当寺江相勤候様被仰付度、此段奉願候、已上

五月

報恩寺

報恩寺門前町屋は宝暦五年の改革より町方・本町に属し、触・吟味は町奉行の下にあるが、出人夫は報恩寺の扱いのままであった。そこで、報

恩寺は藩主の仏参・藩士の拜礼・廟所掃除で年間人夫八五〇人を必要とするところから、雇人夫では支障が生ずる恐れがあり、門前町屋の者を人夫として雇う願いを提出した。長勝寺よりも同様の願書が出て、藩主仏参・藩士拜礼・廟所掃除と雪下・寺内掃除・臨時入用で、年間出人足八〇七人を必要とすることから、是迄通り出人足を門前町屋から出すというものであった。社寺署は社寺門前を町役免除とし、人足の人数を減じた。

寛政五年（一七九三）、弘前藩は門前町屋で馬飼の家の用馬負担を一年五疋から一二疋に改めたが、用馬不足の措置とみられる<sup>(72)</sup>。天保二年（一八三二）、弘前の町馬の減少により近在から駄賃稼ぎが入って、用馬だけでは駄賃稼ぎができなくなった。以後、弘前に入り込んでの駄賃稼ぎを取り締まることになった<sup>(73)</sup>。

黒石領では社寺門前が確認できないが、同年、僧録所本行寺より末寺妙経寺に弘前城下に手伝馬を出すように通達があり、弘前藩領と同じ対応が求められていた<sup>(74)</sup>。

門前町屋の町役人は、長勝寺門前に門前庄屋・月行事、最勝院門前に門前庄屋、門前五軒組合の存在が確認できる。報恩寺門前に門前名主・五軒組合があり、月行事は新寺町月行事が兼任していたものとみられる。他の門前で町役人が確認できないのは、門前軒数が少ないため未設置であり、任務は隣接する町が担ったものと考ええる<sup>(75)</sup>。

社寺門前の役務は所属する社寺に出人夫・飛脚人夫等で奉仕すること、町役は免除されていた。家業が印札を受けるときの役銭の納入先は管轄する社寺でなく藩庁であった。門前住民からの願い出は、管轄する

寺院からの添状を必要としていた。また、町馬調達の政策は黒石領にまで及んでいることが解った。

## 五 寺社門前の人々

寺社門前に住む人々の諸相をみていく。

① 救出米については、元禄八年（一六九五）に飢饉があり、同一〇年になって長勝寺より救出米の取延願が提出された。これまで救出米拝借の一四八人の内、病死・行方不明が九四人あり、残り五四人は上納が不可能な状態であった。家老に伺った上で聞き届けられている。<sup>57</sup>同一五年、秋田より七年前から門前久蔵方に借宅していた定兵衛からの救米願は、家老に伺いの上で認められた。<sup>58</sup>

長勝寺寺社門前の人からの救出米願は、管轄する長勝寺を通して願い出していた。

② 寺社門前での商売については、寛政五年（一七九三）、人別調役から次のような指摘があった。それは、同三・四年の諸家業改めにより、日雇が寺社門前に移り住み、取り締まりが緩んでいることから、四奉行が確認して次のように改めさせた。以後、御役家業は役銭を上納して印札を受け取る。触れ売りの類や勝手な出店は潰れ家業にして日雇にし、門前の日雇は手寄の町方日雇頭に所属させることにした。<sup>59</sup>

同年、長勝寺門前の浪人福士安之丞が豆腐・小売酒を営みながら、役錢上納は難渋し、管轄する長勝寺から役銭免除願が出された。藩庁は取締上、豆腐家業は停止とし、小売酒は過料を課す方針を出したが、寺社

門前は町方の規則が適用できず、過料は免除となったものの小売酒は認められなかった。<sup>60</sup>

天保八年（一八三七）、亀甲町支配神明宮門前権七が、去冬より濁酒一斗位を隠造り売買していたことが露見した。濁酒は封印して佐山弥兵衛に払い下げた。後で権七の処分をすることになったが、処分の内容は不明である。<sup>61</sup>嘉永四年（一八五二）、寺社奉行より弘前神明宮神主齋藤長門へ、門前の権七を吟味、揚屋入りのために町同心を派遣する申し入れがあった。長門より権七は今朝より他行中で帰宅次第連絡するので、町同心の派遣は差延してほしいと返事している。この後、町同心により権七は外瀬村で捕縛された。<sup>62</sup>権七の詮議・揚屋入りには門前町屋住人のため、管轄する弘前神明宮神主への申し入れを必要とされていた。

弘前城下外では、寛政三年、久渡寺門前の百姓が碇ヶ関で炭釜一基を設置すると、上納金一步と売り先を弘前にすることで認可されている。<sup>63</sup>

③ 人寄せと博奕について、弘前藩は博奕の禁止を寛文二年（一六六二）、藩士、天和元年（一六八一）、農民・町人に布令している。<sup>64</sup>

安永七年（一七七八）、弘前八幡宮の下社家工藤右膳が京都へ官職受領に出かけている留守中に、博奕をしているのを同役の下社家が見届け、カルタを差し押さえた。八幡宮神主小野若狭から博奕場を提供していたとみられる右膳の妻は戸メ、右膳は慎の処分を受けている。別当最勝院はこれを聞き届けている。<sup>65</sup>

同八年、給人とみられる古平官蔵は、報恩寺門前町屋で藩士高坂丈右衛門らと人寄せしての猥ケ間敷しい行為が露見して入牢になり、その後弘前追放となった。関係した四人が所属する町役の名主・月行事・五人

組は戸メの処分となった。このことは、寺社奉行より報恩寺へ伝えてい  
る。<sup>(66)</sup>

寛政二年、報恩寺門前の町名代善右衛門の母と娘へん・たに・いくが、  
藩士の二・三男、町方手代、寺院の奉公人を集めての売女屋同様の致し  
方をしていたことが発覚した。町年寄宅で足軽目付・町同心が出座し、  
弘前私が申し渡された。門前町役は戸メの処分を受け、五月二日に許さ  
れている。<sup>(67)</sup>

同六年、長勝寺からの申し出により、門前御馬取三内村（現青森市三  
内）利八の留守中に女どもに売女・博奕の疑いが生じたが、詮議の結果、  
疑い無しとなった。<sup>(68)</sup>

同九年、大円寺門前長左衛門女房こんは、夫の留守中に人寄せし、お  
尋ね者福太郎の出奔、数度の出入りを許したことにより、弘前追放と  
なった。長左衛門の戸メは大円寺看守へ申付けた。後に、こんは持鎧五  
郎兵衛の娘なつと秋田屋吉郎右衛門手代の出奔を手引きしている。なつ  
は親預けとなり、こんが福太郎より手にした金子三歩は取り上げられて  
いる。<sup>(69)</sup>

文政六年（一八二三）、長勝寺門前の喜之助・伊三郎は、悪者を止宿  
させたことにより一か月の戸メの処分を受けている。<sup>(70)</sup>

同九年、報恩寺門前の安之助から借家していた長吉が博奕宿をしてい  
たため、安之助は過料銭一貫八〇〇文目の処分を受けた。五軒組合は過  
料銭三貫六〇〇文目、門前名主川口屋利助は戸メ五日となった。長吉へ  
の処罰は不明であるが、他の例から過料銭一貫八〇〇文目とみられる。  
他町内の参加者と関連する庄屋・月行事・五人組も処分されている。<sup>(71)</sup>

同二二年、薬王院門前の御持鎧仲間仁左衛門の借家で塗師又吉は、松  
前の久兵衛を止宿させ、土手町木挽三蔵を手先に同町日雇金次郎女房  
<sup>(のや)</sup>之屋に、萱町市兵衛の娘を勾引する相談をしたが断られた。又吉は借家  
でありながら他国者を止宿させ、勾引の相談をしたことにより、鞭刑六  
鞭・弘前徘徊はこれまで通りの処分を受けている。三蔵は鞭刑六鞭、弘  
前徘徊はこれまで通りであったが、仁左衛門・之屋に対する処罰は不明  
である。<sup>(72)</sup>

嘉永五年、青森柳町大工與助は、最勝院門前・日雇和助方に内々に借  
家し、博奕をさせていた。このことは不埒であるが、昨年十一月の法会  
により用捨となった。これは一〇代藩主信順室金姫の報恩寺の法会を指  
すとみられる。和助は娘を仲間にして無宿者を集め博奕をしたことは不  
埒であるが、法会により用捨となった。五軒組合も不埒であるが、用捨  
となった。このことを、寺社奉行より青森町奉行を通して柳町庄屋に伝  
えている。<sup>(73)</sup>

④ 犯罪と処罰では、安永八年、長勝寺門前の伝次郎・妹婿専之助が  
詮議を受け、捕縛されて入牢となったが、その内容は不明である。この  
ことは、寺社奉行を通して長勝寺へ伝えられた。<sup>(74)</sup>

天明四年（一七八四）、弘前神明宮門前長次郎と祢宜町甚五郎娘むつ  
が詮議のために入牢となったが、罪状は不明である。町同心が捕縛、町  
目付が尋問したとみられる。このことは、町同心から寺社・町奉行へ伝  
えた。<sup>(75)</sup>

寛政九年、大円寺門前の長八女房りんと大円寺住持宗運の不義を内済  
にしようとした件は、りんの方は鞭刑九鞭、門前徘徊はこれまで通りの

処分となった。僧と密通・不義の女は平人姦通の刑が適用されることになつていた。<sup>(76)</sup>宗運への処罰は不明であるが、還俗、弘前追放になつたと考へる。<sup>(77)</sup>

文化一四年（一八一七）、久渡寺門前の専右衛門・佐五右衛門は境内の杉を盗伐したことにより鞭刑六鞭、徘徊はこれまで通りの処分となつている。専右衛門・佐五右衛門・五軒組は過料錢四貫二〇〇文となつた。久渡寺役人今源五郎は寺役人取放しの上、門前払となつた。家財は妻子へ下置されている。<sup>(78)</sup>

盗みでは、享保六年（一七二二）、大組武頭（足軽頭）山田十郎兵衛の召仕与四兵衛が貞昌寺門前清十郎宅に盗みに入り、自身番に捕縛された。本町名主・町目付立合いで関係者から口聞を取っている。山田十郎兵衛は与四兵衛が帰宅しないところから、請人・人主に尋ねているところに、貞昌寺より知らせがあつた。家老津軽監物から寺社奉行嶋村団右衛門が詮議を命ぜられ、盗みが軽いことと酒狂いの行いとして、主人山田十郎兵衛が預り、弘前より追放された。<sup>(79)</sup>ここでは、藩士が又者を召抱える場合は、請人・人主を記載した請状の存在が考えられる。

宝暦六年（一七五六）、弘前八幡宮下社家宮本信濃の屋守源太郎が、門前藤田伝右衛門に盗みに入ったところ、捕縛された。弘前八幡宮神主小野若狭が詮議し、宮本信濃へ預けた。小野若狭と門前を管轄する最勝院から、寺社奉行太田勘右衛門へ届け出た。源太郎は寺社奉行より派遣された町同心に引き渡され、入牢となつた。亀甲町名主大野屋久兵衛・門前五人組善次郎が、源太郎の親惣右衛門・弟卯之助を最勝院まで同道し、町方へ渡した。<sup>(80)</sup>この二人の処分について、「国日記」に次のように

見える。

「史料4」「国日記」宝暦六年七月二十七日条

一、於町年寄宅申渡之覚

宮本信濃家守源太郎親 惣右衛門

右源太郎弟 卯之助

我共儀人情不宣、不届之筋有之候付、弘前追放被仰付之、

申渡 町年寄 足軽目付

町目付 町同心

付添 足軽目付 同 町同心

源太郎の親・弟は町年寄より弘前追放を申し渡されている。源太郎の処分は不明であるが、牢前で五里追放が申し渡されたものとみられる。

この件は、宮本信濃から小野若狭・最勝院を通して寺社奉行へ届け出て、町奉行へ連絡していることが解る。

安政三年（一八五六）、久渡寺寺付役人今庄太郎は、高照霊社・弘前城に盗みに入り、詮議の手が伸びると自殺した。門前庄屋と親類は監視不足として過料錢一貫八〇〇文が課せられている。<sup>(81)</sup>

⑤ 出火による処罰については、元文四年（一七三九）、最勝院門前の甚五郎が出火すると、最勝院は菩提寺宝成院に入寺させ、家内は戸メにした。このことを家老棟方作左衛門に報告している。ところが、甚五郎の田畑の一番草刈りが半分残つていて難儀しているところから、最勝院から赦免を願ひ出て許可になつた。<sup>(82)</sup>

寛延元年（一七四八）、久渡寺門前の高無元助は閉塞<sup>(83)</sup>、安永二年、大円寺門前の長八は慎<sup>(84)</sup>、天明三年、革秀寺門前の三之丞は戸メ七日間で

あったが、入寺したかは不明である。

次に寺社門前以外の入寺を取り上げる。青森町では元文二年、大火の際に安方町の喜右衛門が火元入寺している。<sup>86</sup>天明三年、二度の大火に見舞われ、青森騒動が起こった。七月の火元、浜町の権十郎と、一月の火元、長十郎はそれぞれ菩提寺とみられる正覚寺に寺落ちして慎に入つたが、処罰は不明である。<sup>87</sup>嘉永六年、大火の際に火元の米沢屋百次郎が寺落ちを申し付けられている。<sup>88</sup>文久元年、大火の際に沢屋藤兵衛が三日の火元入寺を申し付けられている。<sup>89</sup>

弘前では万延元年（一八六〇）、町年寄が火元の下土手町の貞助を不埒として入寺させ、文久元年、火元の新町のきくを入寺させ、同三年、火元の松森町の松木屋彦右衛門は、一日の入寺になっている。<sup>90</sup>

天明三年、郡奉行から藩庁に火元だけの焼失は村預・五日、類焼の場合の火元は他村預・七日の慎にする伺いを出したが認められなかった。藩庁は三、四軒の出火は序での節、焼死は直ちに報告させ、火元の町預・村預は規定によると指示したが、規定の内容は不明である。<sup>91</sup>

また、強訴による寺入を取り上げる。文化八年、大鰐・尾崎・大光寺組一九か村の百姓約五〇〇人が、留山の柴草刈取場で山役人を打擲、大鰐組代官所へ押し寄せて強訴に及んだ。<sup>92</sup>首謀者は詮議中に出奔し、翌年二月に所在が判明した。原田村（現平川市原田）五人組伝十郎倅伝兵衛（四四歳）は菩提寺川龍院に駈込、弟子入りと助命を願い出た。石郷村（現平川市石郷）兵助（三六歳）は菩提寺盛雲院に駈込していた。両寺は本寺長勝寺を通して藩庁に助命嘆願を申し出たものとみられる。駈込側には入寺による救済を求め、寺側には入寺を承諾して救済にあたらう

とする意識が読み取れる。しかし、四奉行は強訴が重罪にあたり、入寺は心得違いであるとして町同心を両寺に派遣して入牢させ、入寺による救済は認めなかった。伝兵衛は鞭刑三〇、大場御構一〇里四方追放、家屋敷・田畑は妻子へ下し置く、兵助は鞭刑三〇、大場御構一〇里四方追放の処罰を受けた。<sup>93</sup>

この後、藩庁は郡奉行に口達書で百姓に対して教諭を行うことと、徒党を組んでの強訴に嚴重な措置をするように申し付けている。<sup>94</sup>

これには先例があり、天明三年より数年前とみられるが、瀬良沢村（現鶴田町瀬良沢）の門十郎が村預中に出奔して、菩提寺高德院に入寺した。寺側は剃髪させて弟子にする願を出した。郡奉行は門十郎の帰村は村方が乱れるとして反対した。藩庁は門十郎は不埒であるが罪状に当たらないとし、入寺は心得違いとしたものの弟子入りを認めていた。<sup>95</sup>

他藩の入寺・寺入・山林・かけ込の用語は、弘前藩領では入寺・寺落・駈込を用いている。

近世法制史を研究分野とする黒瀧十二郎氏は、「国日記」に散見する事例から、弘前藩においても寺院がアジールであったのではないかとみておられる。<sup>96</sup>

そこで、これまで取り上げた事例から寺院のアジールの機能について考えてみたい。

佐藤孝之氏は、江戸幕府が享保二〇年に火元に対する処罰規定を定めたが、これは、中世のアジールの流れが近世に変容し、村社会に入寺僧行となつて引き継がれたものとみて、幕領・諸藩の入寺を一覧表にし、入寺を次のように分類している。①謝罪・謹慎②処罰・制裁③救済・調

停。<sup>97</sup>

黒石藩は文化六年に成立し、寺社門前は確認できないが、それ以前の黒石領の二例を取り上げてみる。宝暦八年、分銅屋伊左衛門が不屈きの咎により牢舎から町中引き廻しの上、刑場で打ち首になる寸前、妙経寺一二世日寿が袈裟を掛けて寺内に引き入れ引導を渡した。領主側の役人から懸け合いがあり、日寿は伊左衛門を連れて他領へ出寺する覚悟があると答え、加えて寺側より助命嘆願が出て救済が認められた。また、明和二年（一七六五）、妙経寺一二世日堯は、油の高値売りで打ち首になる檀家長太郎に袈裟を掛けて死罪を免れさせている。<sup>98</sup>日寿・日堯は水戸・三味堂檀林に学んでいて、他藩で寺院がアジールであったことを聞き及んでいたのではないかと推定する。

弘前藩二代藩主信枚が真言宗へ発した触書には、寺社にアジールとしての機能を持たせていない。<sup>99</sup>しかし、社会慣行として火元入寺以外でもさまざまな理由による入寺が認められてきていたが、藩庁は大鱈組代官所への強訴を境に、入寺による問題解決を認めない方針に変えたものと考えられる。火元入寺は幕末まで続いているが、火元が菩提寺に駆け込んで謝罪・謹慎するのではなく、町年寄が入寺を申し付けているのは処罰・制裁にあたる。

黒石領の事例は寺院をアジールとして認めていたというよりも、特例であったとみるべきで、他藩の例では入寺中の賄料、寺への礼金を家族・親戚が負担しているが、弘前藩領においてこの点は不明である。<sup>100</sup>

これまで見てきたところによると、門前町屋住人による救出米願は、管轄する寺社から提出し、町屋住人の隠商売による処罰は、町方の処罰

が適用されなかった。門前の出火・博奕等による軽微な事件の慎・戸ノの処分は、所轄する寺社に任せた。それ以上の追放・鞭刑・過料は、町年寄・町奉行によって処分されている。門前町屋住人への町同心による犯罪捜査は、管轄する寺社に申し入れて実行された。しかし、緊急の捜査は、町同心が捕縛して町目付が尋問し、寺社・町奉行に連絡していることが明らかになった。

#### おわりに

弘前藩領では寺社門前が門前町を形成するに至らなかった。このことは、先行研究にある門前町の要件を備えていないことによると考える。また、寺社門前は城下町形成の過程で、寺社の狭小な区域に限定され拡大する余地はなく、門前町屋は町役を免除され、寺社に奉仕することを義務とした。しかし、町屋からの家作料を寺院の経営に充てる例も現れた。門前町屋の諸家業からの役銭は寺社側に渡らず、藩庁へ納められ、門前の田地は年貢の対象になっていた。宝暦改革のなかで門前町屋は町方・在方に編成されたとするが、町奉行からの触以外は、従前通り管轄する寺社に所属していたことが明らかになった。

寺院のアジールとしての機能は、出火による火元入寺が社会的に認められていたことが考察できた。

明治初年の社寺改革、同二年の版籍奉還、同四年の廃藩置県の過程の中で、寺社門前は上地となり、それが払い下げられて民地となり消滅し

たと考える。

現在、絵図を見ながら寺社門前跡に立つてみると、長勝寺門前・同裏門前・最勝院門前の祇宜町・薬王院門前・白狐寺門前・革秀寺門前であった地域と、絵図が残っていないが、高照神社門前・袋宮寺門前が想定できる。他は町屋が入り込んできた経緯から門前地域は想定できない。

弘前藩の寺社領における年貢・諸役・犯罪を取り上げ、寺社と住人との関係を明らかにすることが課題として残った。

## 註

- (1) 国立国会図書館デジタル化資料『近世寺院門前町の研究』（早稲田大 学出版部 一九五七）の入交好脩「解題」一～二八頁。
- (2) 国立国会図書館デジタル化資料『近世寺院門前町の研究』（早稲田大 学出版部 一九五七）八〇～八七頁。
- (3) 『中世における都市の研究』（講談社 一九四二）一八～二二頁。『日本都市生活史集成』九 門前町編 序説（学習研究社 一九七七）一～四頁。「近世都市と寺町」（永島福太郎退職記念『日本歴史の構造と展開』山川出版社 一九八三）二四三～二四五頁。
- (4) 『日本の封建都市』（岩波書店 一九五二）一七～二二頁（豊田武著作集第四卷『封建都市』（吉川弘文館 一九八三）三三〇～三三三頁に再収）。
- (5) 『中世都市と寺院』（『日本都市入門』I 空間 東京大学出版会 一九八九）一七～二二、三八頁。
- (6) 『国史大辞典』第二三巻「もんぜんまち 門前町」（吉川弘文館 一九九二）九〇六・九〇七頁。金光町は平成一八年に合併により浅口市となった。
- (7) 『新編弘前市史』通史編3（近世2）（弘前市企画部企画課 二〇〇三）
- (8) 前掲註（7）六五六頁。
- (9) 弘前市立弘前図書館津軽家文書。
- (10) 『絵図に見る弘前の町のうつりかわり』（弘前市立博物館 一九八四）。
- (11) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫YK二九〇・三一二四。「国日記」元禄一二年閏九月二〇日条。
- (12) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫YK二九〇・三一六。成立は喜多村監物久敬、森岡主膳元徳の屋敷が載せられてあり、生没年がそれぞれ享保二〇年～明和八年、享保二〇年～天明五年であるところから、享保期以降と考える。
- (13) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫YK二九〇・三一四（『弘前市史』資料編2（近世編1）資料番号一一五七、一一三六～一一七一頁）。
- (14) 弘前市立弘前図書館津軽古図書保存会文庫乙一二（長谷川成一編津軽近世史料1『弘前城下史料』上（北方新社 一九八六）六九～七一頁）。（『新編弘前市史』資料編2（近世1）（弘前市市長公室企画課 一九九六）資料番号一一五四、一一二八～一一三二頁）。
- (15) 『国日記』享保二〇年五月七日条。
- (16) 弘前市立弘前図書館岩見文庫GK三五一一2（『新編弘前市史』資料編3（近世2）（弘前市企画部企画課 二〇〇〇）資料番号四〇〇、一〇一～一〇四頁）。
- (17) 『新編明治二年弘前絵図―人物と景色を探して』付図（北方新社 二〇一三）。
- (18) 弘前市立弘前図書館貴重一般郷土資料KK二九〇・三シゾ。
- (19) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「諸願諸伺留帳」TK一六〇―二三。
- (20) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」三「万留帳」元禄一三年。
- (21) 『国日記』元禄一〇年七月一八日条。

- (22) 弘前市立弘前図書館津軽家文書TK六一・二―三九四。
- (23) 「御寄付品新規渡方留書」熊野神社(茜町)蔵。
- (24) 「国日記」天保六年六月一日条。
- (25) 「国日記」享保五年一月二〇日、同六年三月二四日条。拙稿「津軽信政の稲荷信仰について」(『年報市史ひろさき』八(弘前市市長公室企画課 一九九九)三八頁)。
- (26) 「国日記」慶応三年九月四日条。
- (27) 瀧本壽史「高照神社をめぐって」(『岩木山を科学する2』北方新社 二〇一五)三三三・三四頁。蔦谷大輔 二〇一八年度東北史学会・弘前大  
学国史研究大会研究発表「高照神社の宮付小人の神社業務と生活の様相  
―青森県史編さんグループ蔵「葛西家文書」の紹介を通じて」(『弘前大  
学国史研究』第一四五号 二〇一八)六九頁。
- (28) 「国日記」寛政九年五月二五日条。
- (29) 福井敏隆「弘前藩の蝦夷地警備と青森妙見堂―発見された大星神社の  
鰐口は何を語るか」(『弘前大学国史研究』第一四〇号 二〇一六)六〇・  
六五―六七頁。
- (30) 「国日記」文化七年一〇月二九日条。
- (31) 前掲註(14)。
- (32) 『新編弘前市史』通史編3(近世2)(弘前市企画部企画課 二〇〇三)  
六五六頁。
- (33) 「国日記」寛政元年七月四日条。
- (34) 『新編弘前市史』通史編2(近世1)(弘前市企画部企画課 二〇〇二)  
五五六頁。
- (35) 弘前市立弘前図書館岩見文庫「弘前在方九浦人別戸数仕分之覚」GK三  
五一―一六。
- (36) 弘前市立弘前図書館岩見文庫「御郡内人別戸数調総括牒」GK三五―一  
一七。
- (37) 弘前市立弘前図書館岩見文庫GK三五―一―二(『新編弘前市史』資料編  
3(近世2)(弘前市企画部企画課 二〇〇〇)資料番号四〇〇、一  
〇一―一〇四頁)。
- (38) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫YK三五―一―五。
- (39) 「国日記」天保七年二月二日条。弘前市立弘前図書館津軽家文書「諸  
何諸願留帳」TK一六〇―一三。
- (40) 「国日記」天保八年五月二七日条。
- (41) 弘前市立弘前図書館岩見文庫「最勝院門前貯米取立人別調」GK六一・  
三九―八。
- (42) 「国日記」弘化四年一〇月一二日条。
- (43) 「国日記」慶応三年六月一二日条。
- (44) 弘前市立弘前図書館岩見文庫GK三五―一―一(『新編弘前市史』資料編  
3(近世編2)(弘前市企画部企画課 二〇〇〇)資料番号四〇二、一  
一〇七―一一二頁)。
- (45) 前掲註(2) 一一・一三頁。
- (46) 「国日記」享保一四年一月二一日条。遠藤聡明「明和・安永年間の津  
軽領内浄土宗の寺院情勢」(『仏教論叢』第六三号、二〇一九)一一〇・  
一一一頁。白道院は明治五年、遍照寺に合併した。
- (47) 「国日記」安永元年九月二九日条。
- (48) 「国日記」嘉永二年一月三〇日条。
- (49) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」一三三三「公私書留」慶応二  
年一月。
- (50) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「諸何諸願留帳」TK一六〇―一三、明  
治三年閏一〇月二九日条。拙稿「弘前藩領における神職について」(『弘  
前大学国史研究』第一四二号、二〇一八)四一頁。



- (51) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫YK一七五―一六三。
- (52) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「諸何諸願留帳」TK一六〇―一三三。
- (53) 「国日記」寛政五年五月二〇日条。
- (54) 「国日記」天保二年十一月一・一四日条。
- (55) 「公用并寺用留」妙経寺蔵。
- (56) 浪川健治氏は、横内組根井村には五軒組合が無く、農地の所有で久栗坂村と強い結びつきがあるところから、村域を超えて五軒組合が設定されていたのではないかと指摘している(「幕末期の村落状況と民衆移動」『市史研究あおもり4』青森市、二〇〇一)四・五頁)。
- (57) 「国日記」元禄一〇年十二月一三日条。
- (58) 「国日記」元禄一五年十一月二九日条。
- (59) 「国日記」寛政五年九月二七日条。
- (60) 「国日記」寛政五年十一月二九日条。
- (61) 「国日記」天保八年六月一七日条。
- (62) 弘前市立弘前図書館津軽家文書「凶事御用留」TK一六〇―一三三。拙稿「藩庁日記と「凶事帳」について」(『弘前大学国史研究』第六四・六五合併号 一九七六)二三頁。
- (63) 「国日記」寛政三年一〇月二七日条。
- (64) 『新編弘前市史』通史編3(近世2)(弘前市企画部企画課 二〇〇三)六〇―六三頁。黒瀧十二郎『日本近世の法と国家』(高梨書店 一九九四)一一二―一一四頁。同「弘前藩の刑法書「御仕置ケ条」について」(『年報市史ひろさき』第五号 一九九六)五一頁。
- (65) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」五七「御用留帳」安永七年七月六日条。
- (66) 「国日記」安永八年八月九日条。
- (67) 「国日記」寛政二年四月二三日、五月二日条。
- (68) 「国日記」寛政六年二月二五日条。
- (69) 「国日記」寛政九年二月二七日条。
- (70) 「国日記」文政六年十一月一八日、一二月七日条。
- (71) 「国日記」文政九年八月二六日条。
- (72) 「国日記」文政一二年一〇月六日条。
- (73) 「国日記」嘉永四年十一月一四日、同五年八月五日条。
- (74) 「国日記」安永八年七月二四日条。
- (75) 「国日記」天明四年二月一四日条。
- (76) 「国日記」寛政九年三月一三日条。
- (77) 黒瀧十二郎『日本近世の法と社会』(高梨書店 一九九四)三〇五―三〇九頁。
- (78) 「国日記」文化一四年十二月一二日条。
- (79) 「国日記」享保六年九月一七日条。
- (80) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」三三「御用留書」宝歴六年七月二三・二五・二七日条。
- (81) 拙稿「弘前藩領における神職について」(『弘前大学国史研究』第一四二号)四二頁。
- (82) 「国日記」元文四年六月二一日・二四日条。
- (83) 「国日記」寛延元年二月一七日条。
- (84) 「国日記」安永二年三月一二日条。
- (85) 「国日記」天明三年二月二一・二八日条。
- (86) 「国日記」元文二年三月二一日条。『新青森市史』通史編第二卷近世(青森市 二〇一二)五五一頁。
- (87) 「国日記」天明三年七月二一日、同十一月一四日条(菊池勇夫「天明三年 大凶年店表日記写銘細書并青森出火之凶」(『青森県史研究』第八号(青森県 二〇〇三)六九・八一・八二頁。『新青森市史』資料編四

- 近世(2)(青森市 二〇〇四)六〇四〜六二二頁。『新青森市史』通史編第二卷近世(青森市 二〇一二)五五二〜五五三頁。『青森県史』通史編二 近世(青森県 二〇一八)四六四〜四六九頁。
- (88)「国日記」嘉永六年四月五日条。「永代日記」高橋幸江氏蔵。『新青森市史』通史編第二卷近世(青森市 二〇一二)五五三・五五四頁。
- (89)「国日記」文久元年三月二五日条(弘前市立弘前図書館「おくゆかしき津軽の古典籍」デジタル化「弘前藩庁日記」史資料No.四〇)。『新青森市史』通史編第二卷近世(青森市 二〇一二)五五六頁。
- (90)「国日記」万延元年一月一日、文久元年二月二五日、同三年一〇月四日条(弘前市立弘前図書館「おくゆかしき津軽の古典籍」デジタル化「弘前藩庁日記」史資料No.三六・三九・七七)。
- (91)「国日記」天明三年一〇月一日、同一一月二三日条。
- (92)「国日記」文化八年八月二〇日条。『大鰐町史』中卷(大鰐町 一九九五)九〇六〜九三〇頁。
- (93)「国日記」文化九年二月五日、七月三日、九月二三日条。
- (94)『御用格』第一次追録本下卷(弘前市教育委員会 一九九三)六四・六五頁。
- (95)「国日記」文化九年二月五日条。
- (96)黒瀧十二郎氏の教示による。
- (97)佐藤孝之『駆込寺と村社会』(吉川弘文館 二〇〇六)六〜九、一六〜五六、一九一・一九二、入寺一覽表二〜八五頁。『近世駆込寺と紛争解決』(吉川弘文館 二〇一九)一〜三頁。
- (98)「法輪山最初ヨリ記録写」妙経寺蔵(最上知良編『黒石妙経寺略典』(私家版 一九六八)四一・四二、四六・四七頁。『黒石市史』資料編Ⅰ(黒石市 一九八五)五七〜五九頁)。『黒石市史』通史編Ⅰ(黒石市 一九八八)三九五頁。
- (99)慶長一七年「津軽信枚真言宗定置状写」(『青森県史』資料編近世3 津軽2(青森県史友の会 二〇〇六)資料番号三七三、四九五頁)。元和五年「津軽信枚真言宗法度条々写」(『同』資料番号三七四、四九五頁)。長谷川成一『弘前藩』(吉川弘文館 二〇〇四)六六頁。
- (100)佐藤孝之『駆込寺と村社会』(吉川弘文館 二〇〇六)五四〜五六頁。  
(しのむら・まさお 弘前大学国史研究会名誉会員)